

京 都 大 学 病 理 解 剖 受 託 規 程 新 旧 対 照 表

改 正 前	改 正 後
<p>(前 略)</p> <p>第4条 委託者は、前条第2項に規定する病理解剖承諾書の交付を受けたときは、解剖料一体につき<u>253,000円</u>を前納しなければならない。</p> <p>2 } (略)</p> <p>3 }</p> <p>(後 略)</p>	<p>第4条 委託者は、前条第2項に規定する病理解剖承諾書の交付を受けたときは、解剖料一体につき<u>356,000円</u>を前納しなければならない。</p> <p>2 } (同 左)</p> <p>3 }</p> <p>附 則</p> <p>この規程は、平成28年3月4日から施行する。</p>